設置の趣旨等を記載した書類

目次

1　設置の趣旨及び必要性 2
2　学部・学科等の特色 10
3　学部・学科等の名称及び学位の名称 10
4　教育課程の編成の考え方及び特色 11
5　教育方法、履修指導方法及び卒業要件 19
6　企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画 23
7　入学者選抜の概要 25
8　教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色 27
9　研究の実施についての考え方、体制、取組 29
10　施設、設備等の整備計画 30
11　2 以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画 32
12　管理運営 32
13　自己点検・評価 34
14　情報の公表 35
15　教育内容等の改善を図るための組織的な研修等 37
16　社会的・職業的自立に関する指導等及び体制 38

地域創造学部　地域創造学科

1　設置の趣旨及び必要性

（1）地域創造学部を設置する理由・必要性

①開設する時期及び所在地の地域特性

本学では、令和 9 年 4 月より、手稲駅前キャンパス（札幌市手稲区前田 2 条 12 丁目 361 番 24）に「地域創造学部 地域創造学科」を設置する。

「地域創造学部 地域創造学科」を設置する手稲駅前キャンパスは、北海道旅客鉄道（JR 北海道）函館本線の JR 手稲駅北口より徒歩約 6 分の場所に位置しており、JR 手稲駅は JR 札幌駅から 13 分程で、札幌市内をはじめ広域からのアクセスが可能で、学生の通学にも至便な立地となっている。

②基本理念と教育目的

本学では、

・「科学的市民」の育成

・時代の要請に即したプロフェッショナル教育

・地域社会への貢献

を基本理念としている。

また、本学では、

・時代の要請に即した専門領域で輝きながら、北海道及びわが国の活性化を実質的に支え得る 21 世紀型市民を育成することを教育目的としている。

本学では、この教育理念や教育目的を踏まえて、これまで工学分野と医療分野における教育研究を通して、地域にとって必要不可欠な産業や医療の分野に従事する人材の養成に努めることで、地域社会への貢献を果たしてきた。

③社会的な背景

ア．我が国の状況

平成 26 年に地方創生の取組が本格的に始まって以来、全国で地域の活性化につながる好事例が多く生まれる一方、東京圏への一極集中や地方の人口減少などの課題は未だ残されており、令和 7 年 6 月に今後 10 年間を見据えた「地方創生 2.0」の方向性を提示する「地方創生 2.0 基本構想」が閣議決定された。

「地方創生 2.0」は、これまでの地方創生施策を進化させ、地方が持つ潜在力を最大限に引き出すための新たな取り組みであるとしており、『①「強い」経済』、『②「豊かな」生活環境』、『③「新しい日本・楽しい日本」』を「目指す姿」としている。

「目指す姿」の『①「強い」経済』では、「地域に根ざした産業分野においてこそ、イノベーションを創出し、付加価値労働生産性の高い、稼ぐ力を備えたビジネスモデルを確立し、地方を元気にする、地方に活力をもたらすことが不可欠である」としており、「都市部にはない地域独自の資源、例えば、自然、文化、芸術、景観といった多様な魅力を組み合

わせ、モノや資源の循環も進めながら、新たな産業・事業・イノベーションの拠点を地方に創出することが重要である」として、「地域資源を活用した新たな産品、サービスが生み出せる」ことを目指すとしている。

また、「目指す姿」の『②「豊かな」生活環境』では、「人口が減少する中でも、誰もが安心して生活できる適応策を講じ、必要な生活機能を持続的に確保できる制度と体制を整えることが必要である」としており、「日常生活に不可欠なサービスが将来にわたり安定的に提供されるためには、一定の生活機能を備えた拠点を形成し、それを軸とした持続可能な暮らしの在り方について、地域ごとに検討を進めていくことが求められる」として、「安心して暮らせる地方をつくる」ことを目指すとしている。

さらに、「地方創生 2.0」では、「地域の多様なステークホルダーが果たす役割」として、「教育機関等においても、様々な地方に目を向けて、学生等が地方に触れる機会を増やしていくことが期待される」としているとともに、「地域を担う人材を育成したりするなど、それぞれの強みをいかした地域貢献を行う役割が期待される」としている。【資料 1】

イ．地方大学の目指す方向性

文部科学省による「魅力ある地方大学の実現に向けて」では、「地方大学の目指す方向性」について、「地方大学は、地域のニーズに応えるという観点からも充実し、知の拠点として地域ならではの人材を育成・定着させ、地域経済・社会を支える基盤となることが必要」であり、「地域特性・ニーズを踏まえた人材育成やイノベーションの創出・社会実装に取り組む地方大学の機能強化、活性化が重要」であるとしている。【資料 2】

また、中央教育審議会大学分科会による「魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の特例的な定員増について」では、「地方大学の役割」として、「教育研究機能を活用し、地域の特性を生かした産業創出」が期待されるとしており、「大学が地域の教育研究の拠点として、全国各地において各地域のポテンシャルを引き出し、より一層、地方創生に貢献していくという在り方が求められる」としている。【資料 3】

④地域創造学部を設置する理由

現在、地域が直面する課題は複雑化・多様化しており、単一分野では解決できず、多様な専門知識を統合する「総合知」を用いた解決策の提示が強く求められている。

特に、「地方創生 2.0」が本格化する今、本学が培ってきた基盤技術や医療等の「要素技術」単体でこれらの課題を解決できる段階はすでに超えており、技術や専門知を地域社会へと直接的につなぎ、実効性のある社会実装を先導する新たな教育組織の設置が不可欠となっている。

また、本学では、「地域社会への貢献」を基本理念に掲げ、「北海道及び我が国の活性化を実質的に支え得る人材の育成」を教育目的としていることから、これまでも多くの地方公共団体や関連機関等から、地域を実質的に支え得る人材の養成に対して、極めて強い期待と要望などが寄せられている。【資料 4】【資料 5】

したがって、これから持続可能な地域社会の構築を牽引する人材を適時に輩出することは、高等教育機関である本学の重要な社会的使命であり、この理念と使命を教育・研究・社会実

装の場で具体化するため、先行指標として、課題先進地域である北海道を「地方創生 2.0」の実践拠点（フィールド）として位置付けた教育を展開する組織として、地域創造学部を設置することとした。

⑤地域社会からの要望

ア．地方公共団体等からの要望

本学が位置する札幌市をはじめ、小樽市、石狩市、網走市、池田町などの地方公共団体や伊達商工会議所、倶知安商工会議所、一般社団法人建設コンサルタンツ協会北海道支部などの関連機関等からは、本学との連携・協働の推進や人材の養成・確保の観点などから、本学が地域創造学部を設置することへの賛同や要望などが寄せられている。【資料 4】

イ．地方公共団体や企業等からの要請 －人材需要に関する調査結果から－

地域創造学部の設置計画を策定する上で、本学の地域創造学部の人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることを客観的根拠となるデータから検証することを目的として、北海道に所在する地域経済や社会を活性化させる取り組みを行う機関や組織等を対象として、地域創造学部の設置の必要性や養成する人材及び卒業生に対する採用意向に関するアンケート調査を実施した。

地域創造学部で養成する人材の必要性については、回答件数 130 件の約 93.8%にあたる 122 件が「必要性を感じる」と回答しており、地域創造学部で学んだ卒業生の採用については、回答件数 130 件の約 78.5%にあたる 102 件が「採用したいと思う」と回答している。

また、地域創造学部で養成する人材の必要性について「必要性を感じる」と回答した機関や組織等で、地域創造学部で学んだ卒業生を「採用したいと思う」と回答した機関や組織等のうち、単年度当たりの卒業生の採用人数を「1 人」と回答したのは 25 件、「2 人」と回答したのは 6 件、「3 人以上」と回答したのは 3 件、「人数は未定」と回答したのは 68 件となっている。

なお、採用人数「3 人以上」と回答した採用人数を 3 人、「人数は未定」と回答した採用人数を 1 人として、これらの採用人数を合計すると 113 人となり、このことからも本学の地域創造学部で学んだ卒業生に対する人材需要の見通しはあると考えられる。

このような北海道に所在する地域経済や社会を活性化させる取り組みを行う一部の機関や組織等に限定した調査結果においても、本学の地域創造学部で学んだ卒業生への採用意向の高さがうかがえる結果となっている。

このことは、本学が設置を計画している地域創造学部における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的が、社会的な人材需要の見通しを踏まえたものであると考えられる。【資料 5】

(2) 地域創造学部で養成する人材

①養成する人材像

現在、地域が直面する課題は複雑化・多様化しており、「総合知」を用いた解決策の提示が強く求められていることから、本学部では、先行指標として、課題先進地域である北海道を「地方創生 2.0」の実践拠点（フィールド）として位置付け、教育を展開する。

北海道は、人口減少や少子高齢化、中心市街地の衰退、公共交通ネットワークの維持、インフラの老朽化、産業の担い手不足など、日本全体の地域課題が先駆けて顕在化している地域であることから、この現場で学生自らが地域の課題を発見し、多様な主体と協働しながら解決策を実践できる人材を育成する。

具体的には、例えば、人口減少や少子高齢化の問題については、地域社会やコミュニティ形成に関する領域の学びを通じて、地域に存在する人的資源や社会関係資本を調査･分析し、住民同士の支え合い、世代間交流、地域活動への参加促進などの仕組みづくりを構想することができる人材を養成する。

中心市街地の衰退については、まちづくり、地域経済、マーケティング、文化資源活用などに関する学びを通じて、商店街、空き店舗、歴史的建造物、地域文化、食、祭り、景観などの地域資源を把握し、それらを交流人口の拡大、地域ブランドの形成、新たなサービスや事業の創出へと結び付ける方法を検討することができる人材を養成する。

公共交通ネットワークの維持については、地域政策、都市・地域計画、モビリティ、データ分析などに関する領域の学びを通じて、住民の移動実態や生活圏、通学・通院・買い物等のニーズを把握する。その上で、既存の公共交通を地域の生活基盤として捉え直し、デマンド交通、地域住民による支え合い交通、福祉・商業・観光サービスとの連携などを検討することで、交通資源を地域で暮らし続けるための基盤として再編・活用する方策を導くことができる人材を養成する。

産業の担い手不足については、産業振興や経営学に関する領域の学びを通じて、地域の産業、商品、自然環境、文化的背景を地域資源として捉え直し、その価値を新たな商品開発、サービス開発、販路開拓、事業承継、地域ブランド形成へと展開していく方法を構想することができる人材を養成する。

このことから、本学部の養成する人材像については、「幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性や社会性と確かな職業観、生涯にわたり自発的な学習に取り組む態度を身に付けて、わが国の地域の構造や特性の理解のもと、地域と地域の資源の在り方についての見方や考え方を働かせ、資源の活用による地域の魅力を高めるための諸課題の追求や解決する活動を通して、地域振興や地域活性化に貢献できる人材」とする。

②全ての学生が身に付ける基本的な素養

地域創造学の学修を通して、全ての学生が修得する専門的能力（地域創造学に固有の能力）は、以下のとおりとする。

・地域の仕組みや特性と問題を理解する能力
・地域の資料やデータを収集し分析する能力
・地域に固有の資源の付加価値を高める能力

③卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

地域創造学部における卒業までに学生が身に付けるべき資質や能力を示した卒業認定・学位授与の方針については、以下のとおりとする。

・社会生活や職業生活で必要となる汎用的技能や社会の一員として求められる態度や志向性と現代社会に関する幅広い知識を修得している。
・地域の概念や特性と地域の事象に関する知識の理解及び地域の実態を的確に捉えるために必要となる基礎的な知識と方法を修得している。
・地域の振興や活性化に資する地域に固有な資源の理解及びその資源の活用を総合的に展開するための知識と方法や実践知を修得している。
・地域的な見方や考え方を働かせ、地域の資源の付加価値を高め、地域の魅力や活力を高める活動に必要な知識や方法と態度を修得している。

ア.「社会生活や職業生活で必要となる汎用的技能や社会の一員として求められる態度や志向性と現代社会に関する幅広い知識を修得している」について

「社会生活や職業生活で必要となる汎用的技能」とは、社会で生活し仕事をする上で必要となる情報機器の操作と情報や情報手段を活用する能力、問題を発見し解決する能力、日本語と英語の表現力や運用能力を意味している。

「社会の一員として求められる態度や志向性」とは、自己管理力や倫理観、他者との協調・協働や対人関係の構築、勤労観や職業観を意味している。

「現代社会に関する幅広い知識」とは、現代社会を取り巻く事象の特色や意味などの理解や社会全体で抱えている諸課題への関心を高めることを意味している。

イ.「地域の概念や特性と地域の事象に関する知識の理解及び地域の実態を的確に捉えるために必要となる基礎的な知識と方法を修得している」について

「地域の概念や特性と地域の事象に関する知識の理解」とは、社会学や経済学を基盤とした地域の構造や特徴と地域的な事象個々の仕組みや働きの理解とともに、その果たしている役割や事象相互の結び付きなども視野に、様々な側面や角度から地域を捉えられることを意味している。

なお、「地域的な事象」とは、事実として具体的に知ることができる地域で見られる事柄や出来事を示している。

「地域の実態を的確に捉えるために必要となる基礎的な知識と方法」とは、地域の動向や事象を正確に把握するための調査の種類や手順の理解のもと、目的に応じて適切な調査方法を選択し、調査を計画・実施して、その結果を分析できることを意味している。

ウ.「地域の振興や活性化に資する地域に固有な資源の理解及びその資源の活用を総合的に展開するための知識と方法や実践知を修得している」について

「地域の振興や活性化に資する」とは、地域が持つ特性を活かし、地域の魅力を引き出したり創り出したりするために役立つことを意味している。

「地域に固有な資源の理解」とは、地域に存在し、その地域が利用できる地域的な存在としての資源の概念や分類と価値や有用性などについての知識と理解を意味している。

「その資源の活用を総合的に展開するための知識と方法や実践知」とは、資源活用の考え方や方法について理解するとともに、資源の価値や魅力を高めるための活動や取組みに必要となる関連する知識と理解を意味している。

エ.「地域的な見方や考え方を働かせ、地域の資源の付加価値を高め、地域の魅力や活力を高める活動に必要な知識や方法と態度を修得している」について

「地域的な見方や考え方」とは、地域的な事象等の意味や意義、役割や相互の関連を考察したり、地域の魅力を高めるための課題を把握して、その解決に向けて地域に固有な資源の活用を構想する際の「視点や方法（考え方）」であり、「地域的な見方や考え方を働かせる」とは、そうした「視点や方法（考え方）」を用いて、地域の魅力を高めるための課題を追究したり解決したりすることを意味している。

「地域の資源の付加価値を高め、地域の魅力や活力を高める活動に必要となる知識や方法と態度」とは、地域の資源の付加価値を高めるための具体的な事例について多面的・多角的に考察・分析し、地域で実際に行われている資源の付加価値を高めるための取組みについて、実務に即して総合的に関連付け、実際の資源の活用の場面に適用する際に活かすことができる知識や能力と望ましい地域社会の創造に参画しようとする態度を意味している。

④教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ア．教育課程編成の方針

地域創造学部では、卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成の方針との一体性と整合性に留意しつつ、卒業までに学生が身に付けるべき資質や能力を示した卒業認定・学位授与の方針に対する教育課程編成・実施の方針について、以下のとおりとする。

・情報通信技術の活用や情報を分析する能力、問題を発見し解決する能力、英語と日本語による自らの意思や考えを表現し伝達する能力を高める科目を配置する。
・自らを律して行動できる自己管理力、他者と協調・協働して行動できる人間関係力、卒業後も自律・自立して学修できる自己実現力を涵養する科目を配置する。
・現代社会を取り巻く人間や社会に関する事象の特性や意味の理解及び社会全体で抱えている人間や社会に関する諸課題への関心を高めるための科目を配置する。
・地域創造を学ぶ目的や学び方の理解及び地域の現象や事象を理解するための基盤となる社会学と経済学の基礎的な概念と理論や考え方を理解するための科目を配置する。
・地域社会や地域経済の構造や機能に関する知識の理解と地域における社会的・経済的な事象や特性と諸問題に関する知識と実態について理解するための科目を配置する。
・調査活動の意義や役割について理解するとともに、地域調査を計画的かつ合理的に行うための知識や方法の理解とデータの分析について理解するための科目を配置する。
・地域に存在する資源の意味や内容と特徴に関する知識の理解とともに、資源の効果的な

利用や活用について、具体的な事例と関連付けて理解するための科目を配置する。
・新たな価値を創造するための分析や戦略に関する知識の理解と資源の価値や魅力を高めるための活動や取組みに関連する基礎的な知識を修得するための科目を配置する。
・地域の魅力を高める活動を体験的かつ総合的に理解するとともに、講義や演習等で学んだ知識を基礎として、実践活動に応用する能力を修得するための科目を配置する。
・新たな価値の創造に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学修を通して、専門的な知識の深化と総合化を図るとともに、創造的な態度を養うための科目を配置する。

イ．教育課程実施の方針
・知識の理解を目的とする教育内容は、講義形式を中心とした授業形態を採ることとし、態度・志向性及び技能の修得を目的とする教育内容は、演習形式による授業形態を採ることとしている。また、理論的な知識や技能を実務に応用する能力を身に付けることを目的とする教育内容は、実習形式や実践形式を交えた授業形態を採ることとしている。
・教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク、教室外でのフィールドワークなどの教授方法を取り入れることにより、学生の能動的な学修への参加を促す。
・教育課程を構成する授業科目の目標、内容、方法、評価等を記した授業計画を示すとともに、教育課程編成の体系性や系統性を示し、可視化して共有するための教育課程構造図を示す。【資料 6】
・単位制度の実質化を図る観点から、特定の学期における偏りのある履修登録を避け、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、養成する具体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示する。【資料 7】
・卒業時における質を確保する観点から、予め学生に対して各授業科目における学修目標やその目標を達成するための授業の方法、計画等を明示した上で、成績評価基準や卒業認定基準を示し、これに基づく厳格な評価を行う。

ウ．学修成果の評価方法
学修成果の評価方法については、シラバスにおいて授業科目ごとの到達目標及び成績評価基準を明示した上で、学修記録、学修報告書、筆記試験などにより、総合的に評価する。

⑤入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）
地域創造学部における入学者受入の方針については、以下のとおりとする。

・地域振興に対する興味と関心を持ち、学部教育に対する学修目的と意欲を有している。
・高等学校で履修した主要科目について、高等学校卒業相当の知識と技能を有している。
・自分の考えを口頭や文章で適切に表現でき、他者に対して的確に伝えることができる。

入学者受入の方針における受け入れる学生に求める学習成果（学力の 3 要素）として、ど

のような成果を求めるのかについては、「学力の 3 要素」の「知識・技能」は、「高等学校で履修した主要科目について、高等学校卒業相当の知識と技能を有している」こととし、「高等学校で履修した主要科目に関する基礎的･基本的な知識やそれらを活用する技能」を求める。

「学力の 3 要素」の「思考力・判断力・表現力等」は、「自分の考えを口頭や文章で適切に表現でき、他者に対して的確に伝えることができる」こととし、「身に付けた知識や技能を使って、どのように考え、判断し、表現するかという応用的な能力」を求める。

「学力の 3 要素」の「主体的に学習に取り組む態度」については、「地域振興に対する興味と関心を持ち、学部教育に対する学修目的と意欲を有している」こととし、「社会とどのように関わり、より良い社会を目指すのかという考えと自ら進んで学修に取り組み、他者と協力しながら学ぶ姿勢」を求める。

入学者受入の方針に示している「地域振興」とは、地域が持つ特色を活かして、地域の魅力を引き出したり、新しく創り出したりすることを意味している。

⑥養成する人材像と 3 つの方針の関係性

地域創造学部における養成する人材像と 3 つの方針の関係性については、【資料 8】のとおりとしている。【資料 8】

⑦組織として研究対象とする中心的な学問分野

地域創造学部では、組織として研究対象とする中心的な学問分野を「社会学分野」と「経済学分野」とする。

組織として研究対象とする中心的な学問分野を「社会学分野」と「経済学分野」とする理由は、「地域創造学」の第一義的な目的は地域の理解にあり、地域理解のためには地域における社会と経済の現象や仕組みに関する理解は必要不可欠だからである。

また、いずれの地域においても社会現象と経済現象は深く結びついており、これを理解するためには、社会学と経済学の理論枠組みの基礎的な理解が必要となる。

このことから、地域創造学部における教育課程の編成及び教育研究実施組織等の編制では、社会学と経済学を基盤とした地域の構造や特性の理解に必要な授業科目を配置するとともに、当該専門分野における教育研究業績を有した基幹教員を配置している。【資料 9】

このような地域創造学部における教育課程の編成及び教育研究実施組織等の編制を踏まえた上で、組織として研究対象とする中心的な学問分野を「社会学分野」と「経済学分野」としている。

⑧地域創造学の定義と目的

ア．地域の定義

本学部における「地域」とは、人々が暮らし、働き、学び、文化を育み、自然と共生するあらゆる空間を包括的に捉え、その持続可能な発展を目指す対象と定義する。

現在、地域が直面する課題は複雑化・多様化しており、「総合知」を用いた解決策の提示が強く求められていることから、本学部では、先行指標として、課題先進地域である北海道を「地方創生 2.0」の実践拠点（フィールド）として位置付け、教育を展開する。

北海道は、人口減少や少子高齢化、中心市街地の衰退、公共交通ネットワークの維持、インフラの老朽化、産業の担い手不足など、日本全体の地域課題が先駆けて顕在化している地域であることから、この現場で学生自らが地域の課題を発見し、多様な主体と協働しながら解決策を実践できる人材を育成する。

このことから、本学部が対象とする「地域」の具体像は、北海道という特定の地域に限定されるものではなく、日本全体の持続的発展に不可欠な「全国の地域社会」に共通する普遍的なモデルと位置付けている。

イ．地域創造学の定義

本学では、「地域創造学」について、「地域資源を取り巻く環境分析や地域資源の活用に関する先行事例等の省察、地域資源の利活用に向けた調査などを実施し、その調査や分析の結果を踏まえた上で、地域資源の機能や特性を最大限に活かした新たな活用の方法を考え出すことで、地域の新たな価値を創り出す学問」であると定義している。

2　学部・学科等の特色

地域創造学部では、国や地方における地域振興に関する施策の実現や推進に向けた人材の確保と育成にかかる役割と機能を重点的に担うこととし、これからの持続可能な地域社会の構築を牽引する人材を適時に輩出することを通して、地域社会への貢献を果たすことを特色とする。

このことから、地域創造学部が担う機能と特色は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」の趣旨を踏まえて、地域振興に関する施策の実現や推進に向けた「幅広い職業人養成」の機能を重点的に担う教育・研究に取り組むこととする。

また、地域振興に関する施策の実現や推進に向けた人材の輩出と学部教育における学術成果の社会への還元を通じた「社会貢献機能（地域貢献）」を併有することとしている。

3　学部・学科等の名称及び学位の名称

本学では、「地域創造学」について、「地域資源を取り巻く環境分析や地域資源の活用に関する先行事例等の省察、地域資源の利活用に向けた調査などを実施し、その調査や分析の結果を踏まえた上で、地域資源の機能や特性を最大限に活かした新たな活用の方法を考え出すことで、地域の新たな価値を創り出す学問」であると定義している。

北海道は、人口減少や少子高齢化、中心市街地の衰退、公共交通ネットワークの維持、インフラの老朽化、産業の担い手不足など、日本全体の地域課題が先駆けて顕在化している地域である。

この北海道で顕在化している課題に対して「地域創造学」が「地域が有する資源」をどのように「役立つように改善・改良あるいは変革する構想を地域社会の新しい価値創出に応用する学問」であるかについては、例えば、人口減少や少子高齢化の問題については、地域社会やコミュニティ形成に関する領域の学びを通じて、地域に存在する人的資源や社会関係資本を調査・

分析し、住民同士の支え合い、世代間交流、地域活動への参加促進などの仕組みづくりを構想することが考えられる。

中心市街地の衰退については、まちづくり、地域経済、マーケティング、文化資源活用などに関する領域の学びを通じて、商店街、空き店舗、歴史的建造物、地域文化、食、祭り、景観などの地域資源を把握し、それらを交流人口の拡大、地域ブランドの形成、新たなサービスや事業の創出へと結び付ける方法を検討することが考えられる。

公共交通ネットワークの維持については、地域政策、都市・地域計画、モビリティ、データ分析などに関する領域の学びを通じて、住民の移動実態や生活圏、通学・通院・買い物等のニーズを把握する。その上で、既存の公共交通を地域の生活基盤として捉え直し、デマンド交通、地域住民による支え合い交通、福祉・商業・観光サービスとの連携などを検討し、交通資源を地域で暮らし続けるための基盤として再編・活用する方策を導くことが考えられる。

産業の担い手不足については、産業振興や経営学に関する領域の学びを通じて、地域の産業、商品、自然環境、文化的背景を地域資源として捉え直し、その価値を新たな商品開発、サービス開発、販路開拓、事業承継、地域ブランド形成へと展開していく方法を構想することなどが考えられる。

このように、「地域創造学」は、「地域資源の機能や特性を最大限に活かした新たな活用の方法を考え出すことで、地域の新たな価値を創り出す学問」であることから、本学部の教育研究上の目的や専攻分野にふさわしい名称として、学部の名称を「地域創造学部」、学科の名称を「地域創造学科」、学位の名称を「学士（地域創造学）」とする。

また、学部、学科の英訳名称及び学位の英訳名称については、「地域創造学」は、「地域資源の機能や特性を最大限に活かした新たな活用の方法を考え出すことで、地域の新たな価値を創り出す学問」であることから、「創造」が「新しいものをつくり出す」という意味であることを踏まえた上で、「創造」という意味を表現する適切な英訳名称として、学部の英訳名称を「Faculty of Regional Creation Studies」、学科の英訳名称を「Department of Regional Creation Studies」、学位の英訳名称を「Bachelor of Regional Creation Studies」とする。

学部の名称	地域創造学部
	Faculty of Regional Creation Studies
学科の名称	地域創造学科
	Department of Regional Creation Studies
学位の名称	学士（地域創造学）
	Bachelor of Regional Creation Studies

4　教育課程の編成の考え方及び特色

（1）教育課程編成・実施の方針

地域創造学部では、卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成の方針との一体性と整合性に留意しつつ、卒業までに学生が身に付けるべき資質や能力を示した卒業認定・学位授与の方針に対する教育課程編成・実施の方針について、【資料 10】のとおりとする。

(2) 教育課程編成の方針と教育課程（各授業科目）との整合について

教育課程編成の方針と教育課程（各授業科目）との関係については、以下のとおりとしている。【資料 10】

①「情報通信技術の活用や情報を分析する能力、問題を発見し解決する能力、英語と日本語による自らの意思や考えを表現し伝達する能力を高める科目」について

「情報通信技術の活用や情報を分析する能力」を高めるための科目は、「情報通信技術Ⅰ」、「情報通信技術Ⅱ」、「統計分析法」を必修科目として配置している。

「問題を発見し解決する能力」を高めるための科目は、「問題解決法」、「創造思考法」を必修科目として配置している。

「英語と日本語による自らの意思や考えを表現し伝達する能力」を高めるための科目は、「英語表現Ⅰ（基礎）」、「英語表現Ⅱ（応用）」、「英語表現Ⅲ（実践）」、「日本語表現Ⅰ（口頭）」、「日本語表現Ⅱ（文章）」を必修科目として配置している。

②「自らを律して行動できる自己管理力、他者と協調・協働して行動できる人間関係力、卒業後も自律・自立して学修できる自己実現力を涵養する科目」について

「自らを律して行動できる自己管理力」を涵養するための科目は、「自己管理力の構築」を必修科目として配置している。

「他者と協調・協働して行動できる人間関係力」を涵養するための科目は、「人間関係力の構築」を必修科目として配置している。

「卒業後も自律・自立して学修できる自己実現力」を涵養するための科目は、「キャリア形成Ⅰ」、「キャリア形成Ⅱ」を必修科目として配置している。

③「現代社会を取り巻く人間や社会に関する事象の特性や意味の理解及び社会全体で抱えている人間や社会に関する諸課題への関心を高めるための科目」について

「現代社会を取り巻く人間や社会に関する事象の特性や意味の理解及び社会全体で抱えている人間や社会に関する諸課題への関心を高めるための科目」は、「心理と行動」、「健康と運動」、「民族と宗教」、「法律と憲法」、「政治と行政」、「経済と政策」、「安全と平和」、「外交と国益」、「自然と環境」を選択科目として配置している。

④「地域創造を学ぶ目的や学び方の理解及び地域の現象や事象を理解するための基盤となる社会学と経済学の基礎的な概念と理論や考え方を理解するための科目」について

「地域創造を学ぶ目的や学び方を理解する」のための科目は、「地域創造概論」を必修科目として配置している。

「地域の現象や事象を理解するための基盤となる社会学と経済学の基礎的な概念と理論や考え方を理解する」ための科目は、「社会学入門」、「経済学入門」を必修科目として配置している。

⑤「地域社会や地域経済の構造や機能に関する知識の理解と地域における社会的・経済的な事象や特性と諸問題に関する知識と実態について理解するための科目」について

「地域社会や地域経済の構造や機能に関する知識の理解と地域における社会的・経済的な事象や特性と諸問題に関する知識と実態について理解する」ための科目は、「地域社会論」、「地域文化論」、「地域コミュニティ論」、「地方自治論」、「地域経済論」、「地方財政論」、「地域産業論」、「地域企業論」、「地方創生論」、「地域問題論」、「比較地域論」、「地域変動論」、「地域活性論」、「現地調査（地域理解）」、「現地調査（地域問題）」を必修科目として配置している。

⑥「調査活動の意義や役割について理解するとともに、地域調査を計画的かつ合理的に行うための知識や方法の理解とデータの分析について理解するための科目」について

「調査活動の意義や役割について理解するとともに、地域調査を計画的かつ合理的に行うための知識や方法の理解とデータの分析について理解する」のための科目は、「地域調査論」、「地域調査法」、「地域調査実習」、「地域分析法」を必修科目として配置している。

⑦「地域に存在する資源の意味や内容と特徴に関する知識の理解とともに、資源の効果的な利用や活用について、具体的な事例と関連付けて理解するための科目」について

「地域に存在する資源の意味や内容と特徴に関する知識を理解する」ための科目は、「地域資源論」、「現地調査（地域資源）」を必修科目として配置している。

「資源の効果的な利用や活用について、具体的な事例と関連付けて理解する」ための科目は、「資源活用論」、「現地調査（資源活用）」を必修科目として配置している。

⑧「新たな価値を創造するための分析や戦略に関する知識の理解と資源の価値や魅力を高めるための活動や取組みに関連する基礎的な知識を修得するための科目」について

「新たな価値を創造するための分析や戦略に関する知識の理解」のための科目は、「マーケティング論」、「マーケティング調査」、「マーケティング戦略」を必修科目として配置している。

「資源の価値や魅力を高めるための活動や取組みに関連する基礎的な知識を修得する」ための科目は、「ことづくり論」、「地域ブランド論」、「地域ビジネス論」、「６次産業化論」、「商品開発論」、「流通販売論」、「広報広告論」、「知的財産権」、「イノベーション論」、「デザインシンキング」及び「まちづくり論」、「合意形成論」、「都市計画論」、「都市環境論」、「地域景観論」、「地域交通論」、「住宅計画論」、「公園緑地計画論」、「地域災害論」、「地域防災論」を選択科目として配置している。

⑨「地域の魅力を高める活動を体験的かつ総合的に理解するとともに、講義や演習等で学んだ知識を基礎として、実践活動に応用する能力を修得するための科目」について

「地域の魅力を高める活動を体験的かつ総合的に理解するとともに、講義や演習等で学んだ知識を基礎として、実践活動に応用する能力を修得する」ための科目は、「地域創造演習」、「地域創造実習」を必修科目として配置している。

⑩「新たな価値の創造に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学修を通して、専門的な知識の深化と総合化を図るとともに創造的な態度を養うための科目」について

「新たな価値の創造に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学修を通して、専門的な知識の深化と総合化を図るとともに創造的な態度を養う」ための科目は、「地域研究法」、「地域創造研究」を必修科目として配置している。

(3) 教育課程の編成の体系性

教育課程を体系的に編成することから、教育課程を「基本教育科目」と「専門教育科目」に区分した上で、「基本教育科目」と「専門教育科目」のそれぞれで科目区分を設定し、科目区分ごとの目的を明確にするとともに、養成しようとする知識や能力に基づき、具体的な教育目標を立て、その教育目標に対応した授業科目を配置する。

特に、「専門教育科目」では、学びの段階や順序等に留意し、基礎から応用までを段階的に学べるよう、教育課程を構成する各授業科目を系統的に配置する。【資料 6】

(4) 科目区分の設定及びその理由

①基本教育科目

「基本教育科目」は、中央教育審議会答申などで指摘されている重要性や意義を踏まえた上で、幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性や社会性と高い職業観、生涯にわたり自発的な学習に取り組む態度を涵養するために、「修学基礎力の養成」、「情報活用力の養成」、「課題探究力の養成」、「言語表現力の養成」、「人間基礎力の養成」、「自己実現力の養成」、「社会理解力の養成」の科目区分から編成する。

ア．修学基礎力の養成

修学基礎力の養成では、高等学校等から大学への円滑な移行を図り、大学での学びの効果を高めるための科目として、以下の科目を配置する。

・大学教育の意義や目的の理解と学生生活や学修活動に必要となる基礎的な技能や態度などを修得する科目として、「修学基礎講座」2 単位を必修科目として配置する。

イ．情報活用力の養成

情報活用力の養成では、社会生活や職業生活で必要となる汎用的技能として、情報と情報技術や情報手段を主体的に選択し、活用していくための資質と能力や数量的スキルを高めるための科目として、以下の科目を配置する。

・情報通信技術を用いて、多様な情報を収集、分析して適切に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる能力を修得する科目として、「情報通信技術Ⅰ」2 単位、「情報通信技術Ⅱ」2 単位を必修科目として配置する。

・数字やデータを扱い、論理的に分析する能力を修得するための科目として、「統計分析法」2 単位を必修科目として配置する。

ウ．課題探究力の養成

課題探究力の養成では、社会生活や職業生活で必要となる汎用的技能として問題の解決に関する能力や問題に直面したときに、斬新かつ有意義な着想を生み出せる思考を高めるための科目として、以下の科目を配置する。

・主体的に問題を発見し、問題の解決に必要な情報を収集、分析、整理し、問題の解決に向けた方法の検討と選択することができる能力を修得するための科目として、「問題解決法」1単位を必修科目として配置する。

・既成概念にとらわれず、自由な発想をすることにより、新しい発想や解決策を生み出すための思考力を修得する科目として、「創造思考法」1単位を必修科目として配置する。

エ．言語表現力の養成

言語表現力の養成では、社会生活や職業生活で必要となる汎用的技能として、英語の音声言語による運用能力と日本語の音声言語と文字言語による運用能力を高めるための科目として、以下の科目を配置する。

・日常的な場面における英語による表現力とともに、様々な場面における効果的な英語の表現や語彙の使い方を修得するための科目として、「英語表現Ⅰ（基礎）」2単位、「英語表現Ⅱ（応用）」2単位、「英語表現Ⅲ（実践）」2単位を必修科目として配置する。

・日本語を用いて自分の意思、思想、感情などを相手に適切に伝達するための口頭と文章による表現力を修得するための科目として、「日本語表現Ⅰ（口頭）」2単位、「日本語表現Ⅱ（文章）」2単位を必修科目として配置する。

オ．人間基礎力の養成

人間基礎力の養成では、社会の一員として求められる態度や志向性として、自分自身を管理する能力や他者との良好な人間関係を構築する能力を高めるための科目として、以下の科目を配置する。

・自らを律して行動でき、自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる態度を養うための科目として、「自己管理力の構築」1単位を必修科目として配置する。

・質問力、傾聴力、共感力などの他者と円滑な関係を築くために必要となる資質や能力を養うための科目として、「人間関係力の構築」1単位を必修科目として配置する。

カ．自己実現力の養成

自己実現力の養成では、社会の一員として求められる態度や志向性として、理想の自分を目指して成長していく過程や考え方について理解するための科目として、以下の科目を配置する。

・勤労観や職業観の醸成と自己分析や職業選択の考え方や進め方について理解するとともに生涯学習の観点から目標設定や目標達成のための考え方について学修するための科目として、「キャリア形成Ⅰ」1単位、「キャリア形成Ⅱ」1単位を必修科目と

して配置する。

キ．社会理解力の養成

社会理解力の養成では、現代社会における人間や社会を取り巻く事象や諸課題に関する幅広い知識を修得するための科目として、以下の科目を配置する。

・現代社会における人間や社会に関する幅広い知識と理解を深めるための科目として、「心理と行動」2 単位、「健康と運動」2 単位、「民族と宗教」2 単位、「法律と憲法」2 単位、「政治と行政」2 単位、「経済と政策」2 単位、「安全と平和」2 単位、「外交と国益」2 単位、「自然と環境」2 単位を選択科目として配置する。

②専門教育科目

「専門教育科目」は、専門の知識を教授するための体系的な教育課程の編成とするために、「専門導入科目」、「専門基礎科目」、「専門基幹科目」、「専門展開科目」、「専門実践科目」、「専門研究科目」の科目区分から編成する。

ア．専門導入科目

専門導入科目は、専門分野の学修を始めるにあたり、その基礎となる知識や考え方を学ぶための科目として、以下の科目を配置する。

・地域創造学を学ぶ目的と学び方や地域創造学で学ぶ教育内容などについて理解するための科目として、「地域創造概論」2 単位を必修科目として配置する。

・地域理解の基盤となる社会学と経済学の理論枠組みの基礎的な理解を図るための科目として、「社会学入門」2 単位、「経済学入門」2 単位を必修科目として配置する。

・地域の社会や経済を活性化させるための総合的な取組みについて理解するための科目として、「地方創生論」2 単位を必修科目として配置する。

イ．専門基礎科目

専門基礎科目は、地域を理解するための基軸となる地域に関する基礎的・基本的な知識を修得するための科目として、以下の科目を配置する。

・地域の構造や機能に関する基礎的な知識の理解を図るための科目として、「地域社会論」2 単位、「地域文化論」2 単位、「地域経済論」2 単位を必修科目として配置する。

・地域の現状や問題を把握するための調査に関する基礎的な知識を修得するための科目として、「地域調査論」2 単位を必修科目として配置する。

・地域が抱えている問題の多様性や本質の理解と地域を相対比して理解するための科目として、「地域問題論」2 単位、「比較地域論」2 単位を必修科目として配置する。

ウ．専門基幹科目

専門基幹科目は、地域社会や地域経済に関する基本となる知識の理解と地域の資源を活用する上で基本となる地域の資源と活用に関する知識を修得するための科目として、以下の科目を配置する。

・地域における社会や経済に関する構造や機能の基本について理解するための科目として、「地域変動論」2 単位、「地域コミュニティ論」2 単位、「地域活性論」2 単位、「地方自治論」2 単位、「地方財政論」2 単位、「地域産業論」2 単位、「地域企業論」2 単位を必修科目として配置する。
・地域の調査や分析に関する方法の基本を理解するための科目として、「地域調査法」2 単位、「地域分析法」2 単位を必修科目として配置する。
・地域の資源や資源の活用の基本を具体的な事例と関連付けて理解するための科目として、「地域資源論」2 単位、「資源活用論」2 単位を必修科目として配置する。

エ．専門展開科目

専門展開科目は、地域の魅力や価値の創造を展開する上で必要となる基礎的な知識や能力と関連する分野の知識を修得するための科目として、以下の科目を配置する。

・新たな価値を創造するために必要となる理論的かつ実践的な能力を修得するための科目として、「マーケティング論」2 単位、「マーケティング調査」2 単位、「マーケティング戦略」2 単位を必修科目として配置する。
・地域の魅力や価値を高めるために必要となる関連する知識を修得するための科目として、「ことづくり論」2 単位、「地域ブランド論」2 単位、「地域ビジネス論」2 単位、「６次産業化論」2 単位、「商品開発論」2 単位、「流通販売論」2 単位、「広報広告論」2 単位、「知的財産権」2 単位、「イノベーション論」2 単位、「デザインシンキング」2 単位、「まちづくり論」2 単位、「合意形成論」2 単位、「都市計画論」2 単位、「都市環境論」2 単位、「地域景観論」2 単位、「地域交通論」2 単位、「住宅計画論」2 単位、「公園緑地計画論」2 単位、「地域災害論」2 単位、「地域防災論」2 単位を選択科目として配置する。

オ．専門実践科目

専門実践科目は、講義や演習で修得した知識や技能等の定着を図るとともに、実践力や応用力を養うための科目として、以下の科目を配置する。

・地域の現状や特性と問題の理解など、地域の実態を認識する科目として、「現地調査（地域理解）」2 単位、「現地調査（地域問題）」2 単位を必修科目として配置する。
・地域の資源や資源の活用に関する知識の定着を図る科目として、「現地調査（地域資源）」2 単位、「現地調査（資源活用）」2 単位を必修科目として配置する。
・地域調査の知識と技能の深化と総合化を図る科目として、「地域調査実習」2 単位を必修科目として配置する。
・地域の資源と活用のあり方について、具体的な事例の考察を通して、知識の深化を図る科目として、「地域創造演習」2 単位を必修科目として配置する。
・修得した知識や技能等を実践的な活動を通して総合し、実践的かつ応用的な能力を向上させるための科目として、「地域創造実習」4 単位を必修科目として配置する。

カ．専門研究科目

専門研究科目は、修得した知識、技能、態度などを総合的に活用し、課題を解決するための総合的な能力を養うための科目として、以下の科目を配置する。

・専門的な知識の向上や開発を図るための研究活動に関する知識と能力を高めるための科目として、「地域研究法」2 単位を必修科目として配置する。

・課題を設定し、その課題の解決を図る学修を通して、専門的な知識や技能の深化と総合化を図る科目として、「地域創造研究」4 単位を必修科目として配置する。

(4) 主要授業科目の設定の考え方

主要授業科目の設定の考え方は、以下の地域創造学の学修を通して獲得すべき専門的能力（地域創造学に固有の能力）を育成するために必要となる授業科目を主要授業科目とし、専門教育科目 53 科目 110 単位のうち、33 科目 70 単位を主要授業科目として設定する。【資料 11】

地域創造学の学修を通して獲得すべき専門的能力

・地域の仕組みや特性と問題を理解する能力

・地域の資料やデータを収集し分析する能力

・地域に固有の資源の付加価値を高める能力

①「地域の仕組みや特性と問題を理解する能力」について

「地域の仕組みや特性と問題を理解する能力」を育成するために必要となる主要授業科目として、社会学分野の主要授業科目 5 科目、経済学分野の主要授業科目 7 科目、両分野の教育内容を含む主要授業科目 7 科目を配置する。

・社会学分野の主要授業科目

「社会学入門」、「地域社会論」、「地域文化論」、「地域コミュニティ論」、「地方自治論」

・経済学分野の主要授業科目

「経済学入門」、「地方創生論」、「地域経済論」、「地域活性論」、「地方財政論」、「地域産業論」、「地域企業論」

・両分野の教育内容を含む主要授業科目

「地域創造概論」、「地域問題論」、「比較地域論」、「地域変動論」、「現地調査（地域理解）」、「現地調査（地域問題）」、「地域研究法」

②「地域の資料やデータを収集し分析する能力」について

「地域の資料やデータを収集し分析する能力」を育成するために必要となる主要授業科目として、以下の 4 科目を配置する。

「地域調査論」、「地域調査法」、「地域分析法」、「地域調査実習」

③「地域に固有の資源の付加価値を高める能力」について

「地域に固有の資源の付加価値を高める能力」を育成するために必要となる主要授業科目として、以下の 10 科目を配置する。

「地域資源論」、「現地調査（地域資源）」、「資源活用論」、「現地調査（資源活用）」

「マーケティング論」、「マーケティング調査」、「マーケティング戦略」
「地域創造演習」、「地域創造実習」、「地域創造研究」

(5) 単位時間数

単位時間数については、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業による教育効果や授業時間外に必要な学修等を考慮して、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(6) 一年間の授業期間

一年間の授業期間については、十分な教育効果を確保することから、授業期間を前期と後期の 2 学期に分け、学期ごとに授業を完結させるセメスター制度を導入する。

卒業研究にあたる「地域創造研究」4 単位については、当該授業科目の教育内容等を踏まえた教育効果を確保する観点から、授業期間を通年とする。

(7) 各授業科目の授業期間

各授業科目の授業期間については、十分な教育効果を確保する観点から、1 単位の授業科目は 8 回、2 単位の授業科目は 15 回とし、授業時間は、2 時限分をまとめて 90 分とした枠を「1 コマ」として開講する。

5 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

①授業の内容に応じた授業の方法

授業方法について、知識の理解を目的とする教育内容は、講義形式を中心とした授業形態を採ることとし、技能の修得及び少人数による事例の検討や分析を目的とする教育内容は、演習形式による授業形態を採ることとしている。

また、講義や演習で学んだ知識や技能を、実際の現場で実践的な活動を通して、総合的・体験的に学ぶことを目的とする教育内容は、実習形式による授業形態を採ることとしている。

②授業方法に適した学生数の設定

授業方法に適した学生数の設定は、授業科目ごとの授業形態に則った教育目的を効果的かつ確実に達成するための設定とし、講義形式は 35 人から 75 人、演習形式は 9 人から 75 人、実習形式及び実践形式は 10 人から 75 人とする。

③配当年次の設定

配当年次は、基礎から基幹、展開へと体系的な学修が可能となるよう設定するとともに、専門教育においては、専門分野の教育内容ごとに、知識、技能、応用といった授業の内容と科目間の関係や履修の順序に留意した配当としている。

また、単位制度の制度設計の観点を踏まえて、特定の学年や学期において偏りのある履修

登録がなされないように配慮し、講義から演習、演習から実習へと発展させる配当としている。

④履修科目の登録上限

単位制度の実質化の観点を踏まえた上で、学生の主体的な学修を促し、教室における授業と授業外の学修を合わせた充実した授業を展開することにより学修効果を高めるとともに、個々の授業科目に対する学生の十分な学修時間の確保の観点を踏まえて、履修科目の年間登録上限を設定している。

設定単位数の考え方については、教員が教室等で授業を行う時間と学生が予習や復習など授業外において学修する時間及び年間における授業期間を踏まえた上で、一単位当たりに必要な 45 時間の学修時間を確保する観点から、セメスターごとに卒業要件科目の履修単位数の上限を 22 単位とする。

⑤厳格な成績評価

卒業時における学生の質を確保する観点から、予め学生に対して各授業における学修目標やその目標を達成するための授業の方法、計画等を明示した上で、成績評価基準や卒業認定基準を提示し、これに基づき厳格な評価を行う。

また、客観的な評価基準の適用と厳格な成績評価の観点から、GPA 制度を導入する。

⑥卒業研究の単位数の妥当性

「専門教育科目」の「専門研究科目」に必修科目として配置している「地域創造研究」は、卒業研究に関連する研究活動を単位として認定することとしており、当該授業の単位数を 4 単位としている。

当該授業の内容については、研究課題の設定から、研究計画の策定、研究計画に基づく資料及び情報収集、分析、報告、意見交換などを繰り返し、研究成果に関する成果発表を課すこととしており、成果発表に向けて必要な学修等及び成果発表における学修の成果を評価して単位を授与することとしている。

このような当該授業における授業の内容や学修の成果を評価して単位を授与することから、当該授業における単位数の妥当性はあると考えている。

⑦学生の能動的な学修

1）教室内でのグループ・ディスカッション

「専門教育科目」に配置している「現地調査（地域理解）」、「現地調査（地域問題）」、「現地調査（地域資源）」、「現地調査（資源活用）」では、観察や調査により得られた情報や分析の結果について、課題や方向性を整理するとともに、共通の認識を深めるために、「教室内でのグループ・ディスカッション」を取り入れる。

「地域創造演習」では、既存事例や先行事例に関する文献検索、資料収集、資料分析などの結果について、課題の整理や知識の深化を図るとともに、相互の理解を深めるために、

「教室内でのグループ・ディスカッション」を取り入れる。

「地域創造研究」では、研究課題の設定や研究計画の策定、研究成果の発表に係る方針などの決定に際して相互の合意を得るとともに、研究活動におけるテーマや課題を共有し、協働して研究活動を進めるために、「教室内でのグループ・ディスカッション」を取り入れる。

グループ・ディスカッションの実施方法は、学生がグループに分かれて、与えられたテーマについて、全員で意見を出し合い、相手の意見に対して思う事を述べ合い、最終的に全員が納得するような結論を導き出す、いわゆる「意見交換」であり、傾聴力や協調力、合意形成力などを身に付けるための教育効果が上げられる授業方法であると考えている。

グループ・ディスカッションでのグループ分けは、「現地調査（地域理解）」、「現地調査（地域問題）」、「現地調査（地域資源）」、「現地調査（資源活用）」において、意見が偏ることのないようランダムに分けることとし、人数は意見をまとめやすい 5 人から 6 人程度とする。

「地域創造演習」及び「地域創造研究」では、学生の興味と関心に応じたテーマにより分けることとし、人数は意見交換や共同作業がしやすい 6 人から 7 人程度とする。

2）教室内でのディベート

「地域創造演習」では、既存事例や先行事例に関する文献検索、資料収集、資料分析などの結果から、賛否を議論し、最適な答えを導き出す目的から、「教室内でのディベート」を取り入れる。

ディベートの実施方法は、既存事例や先行事例などについて、異なる立場に分かれて議論を交わして、自分の意見を第三者に認めさせる、いわゆる「意見交換」や「討論」であり、客観的・批判的・論理的な視点を身に付けるための教育効果が上げられる授業方法であると考えている。

ディベートでのグループ分けは、テーマに応じて肯定側と否定側とに分けることとし、人数は肯定側と否定側で別れて討論をしやすくするため、それぞれ 3 人から 4 人程度とする。

3）教室内でのグループワーク

「地域創造研究」では、研究課題の設定や研究計画の策定から、研究計画に基づく資料収集、分析などの研究活動を行うことから、「教室内でのグループワーク」を取り入れる。

グループワークの実施方法は、学生がグループになって、自ら設定した課題に協力して取り組み、共同による活動を行い、最終的に成果に関する発表を行うこととしており、相互に協力・協働して課題に取組む姿勢を身に付けるとともに、定められた時間内に課題を解決して答えを導き出す力を身に付けるための教育効果が上げられる授業方法であると考えている。

グループワークでのグループ分けは、与えられたテーマに対する学生の興味と関心に応じて分けることとし、人数は共同による活動がしやすい 6 人から 7 人程度とする。

4）教室外でのフィールドワーク

「現地調査（地域理解）」、「現地調査（地域問題）」、「現地調査（地域資源）」、「現地調査（資源活用）」では、現地において観察や調査による資料やデータを収集することについて

体験的に学ぶことから、「教室外でのフィールドワーク」を取り入れる。

また、「地域調査実習」では、教室内で修得した知識や方法について実践的に学ぶことから、「教室外でのフィールドワーク」を取り入れる。

フィールドワークの実施方法は、学生がグループに分かれて、対象となる地域や現地に赴きその現状や実態について、観察・質問・記録を行い、記録を整理して考察につなげる、いわゆる「調査」であり、文献やインターネット検索では得られない情報やデータを収集することで、講義で学んだ知識の定着を図るとともに、現状や実態に関する認識を深めるための教育効果が上げられる授業方法であると考えている。

フィールドワークでのグループ分けは、ランダムに分けることとし、人数は移動や観察、議論などのしやすさを考慮し 5 人から 7 人程度とする。

5)「演習」、「実習」、「フィールドワーク」の言葉の使い分け

「演習」は、学生の興味と関心に応じて、少人数に分かれて行う授業で、担当教員のもと、既存事例や先行事例に関する文献検索、資料収集、資料分析などを行うとともに、その結果について教員と学生や学生同士による議論や分析の結果などに関する発表を行うこととしている。

「実習」は、学生の興味と関心に応じて、講義や演習で学んだ知識や技能を、実際の現場で実践的な活動を通して、総合的・体験的に学ぶこととしている。

「フィールドワーク」は、与えられたテーマに応じて、学生が対象となる地域や現地に赴きその現状や実態について、観察・質問・記録を行い、記録を整理して考察につなげることとしている。

(2) 履修指導方法

履修指導方法は、授業を受ける学生に対して、教員が相談に応じる専用の時間を設けることにより、きめ細やかな教育指導を行う体制を整える。

具体的には、学期ごとに学年別の履修ガイダンスを実施するとともに、学生の適性や能力に応じて学生の履修科目の選択に関する助言を行う専門的な職員を配置し、個別の履修相談に応じるなど、学生の履修指導体制を整備する。

また、単位制度の実質化を図る観点から、特定の学期における偏りのある履修登録を避け、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるよう、養成する具体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示する。【資料 7】

(3) 卒業要件

卒業要件は、学部に 4 年以上在学し、体系的な授業科目の履修により、124 単位以上を修得することとしている。

内訳は、「基本教育科目」は、必修科目 15 科目 24 単位を含む 36 単位以上、「専門教育科目」は、必修科目 33 科目 70 単位を含む 88 単位以上を修得することとしている。

①基本教育科目

基本教育科目は、必修科目 15 科目 24 単位と選択科目 9 科目 18 単位を配置している。

卒業要件は、「修学基礎力の養成」1 科目 2 単位、「情報活用力の養成」3 科目 6 単位、「課題探究力の養成」2 科目 2 単位、「言語表現力の養成」5 科目 10 単位、「人間基礎力の養成」2 科目 2 単位、「自己実現力の養成」2 科目 2 単位を必修科目として修得する。

その上で、「社会理解力の養成」に配置している選択科目 9 科目 18 単位の中から、6 科目 12 単位以上を修得することとし、基本教育科目全体として、必修科目 15 科目 24 単位を含む 36 単位以上を修得することとしている。

②専門教育科目

専門教育科目は、必修科目 33 科目 70 単位、選択科目 20 科目 40 単位を配置しており、卒業要件は、「専門導入科目」4 科目 8 単位、「専門基礎科目」6 科目 12 単位、「専門基幹科目」11 科目 22 単位を必修科目として修得する。

また、「専門展開科目」に配置している必修科目 3 科目 6 単位と選択科目 20 科目 40 単位の中から、9 科目 18 単位以上を修得する。

さらに、「専門実践科目」7 科目 16 単位、「専門研究科目」2 科目 6 単位を必修科目として修得することとし、専門教育科目全体として、必修科目 33 科目 70 単位を含む 88 単位以上を修得することとしている。

6　企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

（1）実習先の確保の状況

①実習の目的

3 年後期に必修科目として配置している「地域創造実習」では、地域の資源を活用した地域の魅力を高めるための業務や諸活動に対する適切な観察を行い、実務に関わる補助的な役割を担うことを通して、地域の資源を活用することへの理解を深めることを目的としている。

また、既修の専門的な知識や理論と技能等を、地域資源の活用による地域の魅力を高めるための職業や諸活動の現場で実践できる応用力を身に付けるとともに、地域資源の活用に関わる様々な職種の人々との連携や協働を通して、各々の果たす役割や責任について体験的に学修することとしている。

②実習先の確保

実習先については、当該実習を行う目的を踏まえて、地域の資源の活用による地域の魅力を高めるための事業や諸活動を展開している関連自治体等を中心に確保している。

実習先の確保の状況については、関連自治体等から 22 件の実習受入承諾書を得ており、実習生の受入れ人数については、学生定員 75 人に対して 118 人の受入れ可能人数を確保している。【資料 12】

（2）実習先との連携体制

実習先との連携体制は、実習開始前に本学の実習担当教員と実習先の実習担当者による実習の目的や到達の目標、実習の方法と内容、成績の評価などについての打合せを行い、実習先で

の指導体制を整える。

また、実習期間中も、必要に応じて、実習担当教員が実習先を訪問し、実習状況の確認や打合せなどを行うこととする。

さらに、実習終了後における実習担当教員と実習先の実習担当者との情報交換や意見交換を行うとともに、実習先との日常的な連絡や調整による緊密な連携体制をとることで、円滑な意思の疎通が図れるよう努める。

(3) 成績評価体制及び単位認定方法

実習の成績評価は、実習科目の担当教員が行う。

実習の単位認定方法は、実習先における実習指導者の評価及び出欠等の状況、実習記録、レポート、実習報告会、実習報告書などにより、実習目標の到達度合に照らしながら、総合的に判断した上で、単位の認定を行う。

(4) その他特記事項

①事前・事後における指導計画

実習の事前・事後における指導計画において、事前指導では、実習目的や到達目標、実習中の留意事項などについて十分に理解させる。

事後指導では、実習報告会の実施や実習報告書の作成などを通じて、実習内容についての整理をさせる。

②事前指導

事前指導として、主に以下の指導を行う。

・実習の意義と目的を理解する。
・実習先の概要を理解する。
・各自の実習課題を明確にする。
・実習の概要について理解する。
・実習記録の記載について理解する。
・服装や言葉遣い、礼儀などを理解する。
・個人情報保護・守秘義務遵守などの留意事項を理解する。

③事後指導

事後指導として、主に以下の指導を行う。

・実習課題への取り組みの報告と討論を実施する。
・実習時に注意された事を報告する。
・今後の課題を考える。
・実習での体験と学びをレポートにまとめる。
・実習先への礼状を作成する。

7　入学者選抜の概要

（1）受入方針（アドミッション・ポリシー）

地域創造学部では、入学者受入の方針について、以下のとおり定めている。

・地域振興に対する興味と関心を持ち、学部教育に対する学修目的と意欲を有している。

・高等学校で履修した主要科目について、高等学校卒業相当の知識と技能を有している。

・自分の考えを口頭や文章で適切に表現でき、他者に対して的確に伝えることができる。

（2）選抜方法

地域創造学部における入学者の選抜方法は、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜により実施する。学校推薦型選抜は、学校推薦型選抜［系列校］と学校推薦型選抜［指定校］及び学校推薦型選抜［公募］を実施する。

一般選抜は、一般選抜［前期・後期］と一般選抜（大学入学共通テスト利用選抜）［前期・後期］により実施する。

（3）選抜体制（募集定員）

学校推薦型選抜の募集定員は、入学定員 75 人のうち 37 人とし、内訳は、系列校推薦選抜 20 人、指定校推薦選抜 14 人、公募推薦選抜 3 人とする。

総合型選抜の募集定員は、入学定員 75 人のうち 13 人とする。

一般選抜の募集定員は、入学定員 75 人のうち 25 人とし、内訳は、一般選抜［前期・後期］18 人、一般選抜（大学入学共通テスト利用選抜）［前期・後期］7 人とする。

（4）選抜基準

①学校推薦型選抜［系列校］

北海道科学大学高等学校長による推薦書、入学志願者の学業成績などが記載されている高等学校の調査書、志望動機などが記載されている自己推薦書による書面審査と面接試験により判定する。

入学者受入の方針の各項目の評価は、「地域振興に対する興味と関心を持ち、学部教育に対する学修目的と意欲を有している」こと及び「自分の考えを口頭や文章で適切に表現でき、他者に対して的確に伝えることができる」ことについては、出願時に提出させる志望動機などが記載されている自己推薦書による書面審査と面接審査により判定する。

「高等学校で履修した主要科目について、高等学校卒業相当の知識と技能を有している」ことについては、入学志願者の学業成績が記載されている高等学校の調査書による書面審査により判定する。

②学校推薦型選抜［指定校］

本学が指定した高等学校長による推薦書、入学志願者の学業成績などが記載されている高等学校の調査書、志望動機などが記載されている自己推薦書による書面審査と面接試験により判定する。

入学者受入の方針の各項目の評価は、「地域振興に対する興味と関心を持ち、学部教育に対する学修目的と意欲を有している」こと及び「自分の考えを口頭や文章で適切に表現でき、他者に対して的確に伝えることができる」ことについては、出願時に提出させる志望動機などが記載されている自己推薦書による書面審査と面接審査により判定する。

「高等学校で履修した主要科目について、高等学校卒業相当の知識と技能を有している」ことについては、入学志願者の学業成績が記載されている高等学校の調査書による書面審査により判定する。

③学校推薦型選抜［公募］

高等学校長による推薦書、入学志願者の学業成績や活動実績などが記載されている高等学校の調査書、志望動機などが記載されている自己推薦書による書面審査と面接試験及び小論文試験により判定する。

入学者受入の方針の各項目の評価は、「地域振興に対する興味と関心を持ち、学部教育に対する学修目的と意欲を有している」こと及び「自分の考えを口頭や文章で適切に表現でき、他者に対して的確に伝えることができる」ことについては、出願時に提出させる志望動機などが記載されている自己推薦書による書面審査と面接審査及び小論文試験により判定する。

「高等学校で履修した主要科目について、高等学校卒業相当の知識と技能を有している」ことについては、入学志願者の学業成績が記載されている高等学校の調査書による書面審査により判定する。

④総合型選抜

入学志願者の学業成績や活動実績などが記載されている高等学校の調査書と出願時に提出させる志望理由や自己 PR などを記載する志望理由書による書類審査と時間を掛けた丁寧な面接試験を組み合わせることにより判定する。

入学者受入の方針の各項目の評価は、「地域振興に対する興味と関心を持ち、学部教育に対する学修目的と意欲を有している」こと及び「自分の考えを口頭や文章で適切に表現でき、他者に対して的確に伝えることができる」ことについては、出願時に提出させる志望理由や自己 PR などを記載した志望理由書による書類審査と面接審査により判定する。

「高等学校で履修した主要科目について、高等学校卒業相当の知識と技能を有している」ことについては、入学志願者の学業成績や活動実績などが記載されている高等学校の調査書による書面審査により判定する。

なお、入学手続きを行った者に対しては、出身高等学校と協力しつつ、入学後の学修のための準備学習を課すこととしている。

⑤一般選抜［前期・後期］

国語と英語及び公共、政治・経済による学力検査と出願時に提出させる志望理由により判定する。

入学者受入の方針の各項目の評価は、「高等学校で履修した主要科目について、高等学校卒業相当の知識と技能を有している」ことについては、学力検査により判定する。

「地域振興に対する興味と関心を持ち、学部教育に対する学修目的と意欲を有している」こと及び「自分の考えを口頭や文章で適切に表現でき、他者に対して的確に伝えることができる」ことについては、出願時に提出させる志望理由により判定する。

⑥一般選抜（大学入学共通テスト利用選抜）［前期・後期］

国語と外国語及び公共、政治・経済の成績を利用することとし、本学独自の試験として、出願時に提出させる志望理由により判定する。

入学者受入の方針の各項目の評価は、「高等学校で履修した主要科目について、高等学校卒業相当の知識と技能を有している」ことについては、大学入学共通テストの成績結果により判定する。

「地域振興に対する興味と関心を持ち、学部教育に対する学修目的と意欲を有している」こと及び「自分の考えを口頭や文章で適切に表現でき、他者に対して的確に伝えることができる」ことについては、出願時に提出させる志望理由により判定する。

8　教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色

(1) 教員配置の考え方

「地域創造学」の第一義的な目的は地域理解にあり、地域理解のためには地域における社会と経済の現象や仕組みに関する理解は必要不可欠である。

また、いずれの地域においても社会現象と経済現象は深く結びついており、これを理解するためには、社会学と経済学の理論枠組みの基礎的な理解が必要となる。

このことから、教育課程の編成においては、社会学と経済学を基盤とした地域の理解に必要となる授業科目を配置した上で、地域の資源と資源の活用による新たな価値の創造に必要となる授業科目を配置している。

このような教育課程の編成の考え方を踏まえた上で、教員配置については、「社会学分野」と「経済学分野」を専門とする基幹教員を中心に据えつつ、「関連諸分野」を専門とする基幹教員を配置している。

専門分野ごとの教員配置は、「社会学分野」の教授 2 名、助教 1 名、「経済学分野」の教授 4 名、准教授 1 名、「関連諸分野」の教授 4 名を配置している。【資料 13】

(2) 教育上主要と認める授業科目への基幹教員の配置

地域創造学部の教育課程の編成では、教育上主要と認める授業科目として 33 科目を配置しており、教育上主要と認める全ての授業科目に基幹教員を配置している。【資料 14】

(3) 2 以上の校地を往来する場合の教員の負担等

地域創造学部では、基本教育科目を前田キャンパス、専門教育科目を手稲駅前キャンパスで行うこととしている。

それぞれのキャンパスにおける基幹教員の配置は、前田キャンパスに専門教育科目を担当する基幹教員 1 名、手稲駅前キャンパスに専門教育科目を担当する基幹教員 11 名を配置

している。

手稲駅前キャンパスに配置する基幹教員が担当する全ての授業科目は、手稲駅前キャンパスで開講することから、手稲駅前キャンパスの基幹教員の授業運営上におけるキャンパス間の移動はない。

また、学部の運営に係る会議等については、原則として、手稲駅前キャンパスで行うこととし、可能な限り、基幹教員がキャンパス間を往来することのないようにすることで、教員の負担や学生への指導に不具合が生じることのないよう配慮する。

なお、前田キャンパスと手稲駅前キャンパスとの距離は約 1.9km、移動に要する時間は、徒歩で約 20 分、自家用車で約 5 分、路線バスで約 9 分であることから、キャンパスを往来する場合でも、教員の移動における過度な負担はないと考えている。

(4) 教育研究実施組織における中心となる研究分野

地域創造学部の教育研究実施組織における中心となる研究分野は、「社会学分野」と「経済学分野」としている。

地域創造学部における研究体制は、教員のそれぞれの専門分野における「基礎研究」と地域創造学部の教員が中心となり、学部内外の教員も含めて組織する「共同研究」により構成する。

研究体制の基本は、個々の教員の自主的な各専門分野における基礎研究であり、それぞれの教員が独立の研究者として、実績を上げることが学部全体の研究の土台となると考えており、その過程において新規の共同研究の立ち上げや既存の共同研究の場を用いた研究の発表などにより、研究を発展させることとする。

(5) 教員の年齢構成

地域創造学部の完成年度の 3 月 31 日時点における教員の年齢構成は、40 歳代 1 名、50 歳代 4 名、60 歳代 2 名、70 歳代 5 名から構成することとしている。

地域創造学部では、通常適用される退職年齢を超える基幹教員の割合が約 50%と高いことから、「定年を延長する教員の後任となる教員の補充計画」や「教育研究実施組織編制の将来構想」を策定し、完成年度の 3 月 31 日時点における教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない構成となるよう対応する。

(6) 教員の年齢構成と定年に関する学内規程の関係

本学の教員の定年年齢は、「学校法人北海道科学大学定年規程」において 63 歳（助教以上）と定めている。【資料 15】

地域創造学部の教育研究実施組織の編成では、開設時点で定年規程に定めている定年年齢を超えている者 6 名を配置することとしている。

開設時点で定年年齢を超えている者及び完成年度の 3 月 31 日時点までに定年年齢に達する者の定年の延長については、「学校法人北海道科学大学定年退職者の再任用に関する規程」及び「北海道科学大学特任職員の任用に関する規程」を設けており、当該規程を根拠として定年を延長する。【資料 16】、【資料 17】

（7）定年を延長する教員の後任となる教員の補充計画

学部開設時点で定年規程に定める定年年齢を超え、「定年退職者の再任用に関する規程」により雇用をしている教授 6 名の後任となる基幹教員（「社会学分野」の基幹教員 2 人、「経済学分野」の基幹教員 4 人）について、完成年度の令和 13 年 3 月末までに公募等により採用を決定する。【資料 18】

（8）教育研究実施組織編制の将来構想

地域創造学部では、通常適用される退職年齢を超える基幹教員の割合が 50%と高いことから、教育研究の継続性が確保されるよう、教育研究実施組織編制の将来構想を策定する。

具体的には、学部開設 2 年目にあたる令和 10 年度末までに、博士又は修士の学位、大学等における教育歴、専門教育科目を担当するに足る研究業績を有する若手の基幹教員 1 人を採用し、学部開設 3 年目にあたる令和 11 年度末までに、博士又は修士の学位、大学等における教育歴、専門教育科目を担当するに足る研究業績を有する若手の基幹教員 1 人を採用する。【資料 19】

9　研究の実施についての考え方、体制、取組

（1）研究の実施

本学では、地域の問題・課題を吸い上げ、学部・学科の垣根を越えた発展的研究に取り組み、その研究成果を地域に還元することとしている。

本学は、工学部、薬学部、保健医療学部及び未来デザイン学部を配し、さらには大学院工学研究科、薬学研究科及び保健医療学研究科を配しており、それぞれの分野の強みを活かし、研究者同士の連携した学際的・学融合的研究を広く展開している。

具体的には、「寒地未来生活環境研究所（IF）」、「寒地先端材料研究所（LAM）」、「北方地域社会研究所（RINC）」の既設 3 研究所が産官と連携した数々の研究シーズを創出しており、令和 2 年度に新設された「北の大地ライフサイエンス創生研究所（CRILS）」もバイオ分野におけるイノベーション創出の重点事業として、今後の飛躍が期待されている。

（2）環境の整備

研究の実施における環境の整備については、附属機関として「研究推進社会実装センター」を設置しているとともに、研究の推進や地域連携及び研究に係るコンプライアンス上必要な各種委員会を設け、関連する規程を整備するなど、研究の質と量の向上に向けた環境の整備に努めている。

また、研究の実施に係る支援体制の整備として、研究データの管理や利活用などの研究活動をサポートする担当職員を配置している。

10　施設、設備等の整備計画

（1）校地、運動場の整備計画

①前田キャンパス

本学のメインキャンパスは、北海道札幌市手稲区前田 7 条に位置する前田キャンパスで、前田キャンパスは、JR 手稲駅より徒歩で約 25 分、バスで約 10 分の場所に位置している。

前田キャンパスでは、現在、校地面積 214,268 ㎡（北海道科学大学専用面積 194,574 ㎡、北海道科学大学高等学校との共用面積 19,694 ㎡）を有しており、学生間の交流、学生と教職員の交流及び学生の休息その他の利用のための適当な空地も十分に確保されており、大学教育に相応しい環境を整えている。

運動場は、前田キャンパスの校地面積のうち 107,180 ㎡（北海道科学大学専用面積 96,765 ㎡、北海道科学大学高等学校との共用面積 10,415 ㎡）を確保している。

運動用施設としては、サッカー場、野球場、多目的グラウンドをはじめ、テニスコート 10 面（オムニコート 5 面、ハードコート 5 面）などを有している。

なお、前田キャンパス内における北海道科学大学高等学校（収容定員 900 人）の校地面積については、専用面積として 41,825 ㎡を有している。

②手稲駅前キャンパス

本学では、令和 9 年 4 月より、北海道札幌市手稲区前田 2 条に新キャンパスとして手稲駅前キャンパスを設けることとしており、教育研究環境のさらなる整備と充実を図ることとしている。【資料 20】

手稲駅前キャンパスは、JR 手稲駅より徒歩で約 6 分の場所に位置し、北海道科学大学の専用面積として 12,901 ㎡を有しており、校舎敷地の他にパークゾーン（空地）を設け、学生間の交流、学生と教職員の交流、学生の休息その他の利用のための環境を整えることとしている。

③キャンパス間の移動

前田キャンパスと手稲駅前キャンパスとの距離は約 1.9km で、キャンパス間の移動に要する時間は徒歩で約 20 分、路線バスを利用した場合は、バス停（前田変電所前）から北海道科学大学まで約 9 分となっている。

（2）校舎等施設の整備計画

①前田キャンパス

前田キャンパスでは、現在、28 棟の校舎等を有しており、その面積は約 77,893 ㎡、主な施設内容としては、講義室 69 室、演習室 145 室、実験・実習室 221 室、教員研究室 177 室を設けており、その他、図書館、体育館、非常勤講師室、学長室、会議室、事務室、医務室、学生自習室、学生食堂などを整備している。

なお、同一敷地内に設置している北海道科学大学高等学校（収容定員 900 人）の校舎面積は、高等学校設置基準（第 13 条）が規定する面積基準 5,040 ㎡以上に対して、専用面積として 10,213 ㎡を有している。【資料 21】

また、本学では、常に教育研究環境の整備と充実に努めてきたことから、現在、前田キャンパスでは、学生の収容定員を踏まえた授業科目や授業形態を実施するために必要となる10,700点の機械、器具等の設備を有している。

地域創造学部の設置計画では、教育課程の基本教育科目に配置されている授業科目を前田キャンパスで履修することとしており、前田キャンパスの校舎等施設及び設備等を有効的に共用することとしている。

②手稲駅前キャンパス

手稲駅前キャンパスで新たに建設する校舎等施設は、地上3階、延べ床面積約4,360㎡（うち校舎面積は3,894㎡）で、その内訳は、学生の収容定員を踏まえた授業科目や授業形態を実施するために必要となる講義室5室、演習室5室、実習室6室、教員研究室26室、会議室・事務室・医務室・学生自習室・学生食堂などを設けることとしている。【資料22】

また、地域創造学部の基幹教員の研究室は、教育研究実施組織として計画している基幹教員12名（教授10名、准教授1名、助教1名）のうち、前田キャンパスに配置する1名の基幹教員を除く11名に対して、1室当たり約21㎡の研究室16室を設けることとしている。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

①図書等の資料の整備計画

本学前田キャンパスの図書館では、令和7年3月末現在、図書152,876冊（うち外国書24,889冊）、電子図書1,297冊（うち外国書1冊）、学術雑誌1,772種（うち外国書827種）、電子ジャーナル5,983種（うち外国書4,326種）の他、視聴覚資料等2,414点を所有しており、地域創造学部の設置に当たっては、これらを有効的に共用する。

また、地域創造学部の設置計画に伴う図書等の資料の整備計画については、学部の教育研究を行うために必要な図書等の資料として、オープンライブラリー（手稲駅前キャンパス2F）に、図書895冊（うち外国書37冊）、電子図書350冊、学術雑誌41種、電子ジャーナル8種（うち外国書8種）を新たに整備することとしている。【資料23】

②図書館の整備状況

本学の図書館は、収容定員4,628人の約14.4%にあたる665席の閲覧座席数を確保しており、開架式書庫及び閉架式書庫、サービスカウンター、レファレンスカウンター、グループ学習室、視聴覚コーナー、ブラウンジングコーナーなどを整備している。

図書館の機能としては、蔵書検索用パソコン1台、コピー機1台を設置しており、蔵書管理については、図書館運用システムにより、インターネットからデータベース化された書誌情報の検索が可能である。

また、日本図書館協会や私立大学図書館協会、北海道地区大学図書館協議会への加盟をはじめ、国立情報学研究所の目録所在情報サービスに加盟しているとともに、各種研修会等での情報交換や文献複写、相互貸借等のサービスにおいて、他大学図書館との連携を図っている。

11　2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

（1）学生の収容定員

それぞれのキャンパスにおける学生の収容定員は、前田キャンパスは4,628人、うち地域創造学部は300人、手稲駅前キャンパスは500人、うち地域創造学部は300人としている。

（2）基幹教員の配置状況

それぞれのキャンパスにおける基幹教員の配置については、前田キャンパスに基幹教員1名を配置し、手稲駅前キャンパスに基幹教員11名を配置する。

（3）教員と学生の移動への配慮

前田キャンパスと手稲駅前キャンパスとの距離は約1.9ｋｍ、移動に要する時間は、徒歩で約20分、路線バスを利用した場合は約9分程であることから、教員と学生の移動における支障はないと考えている。

手稲駅前キャンパス最寄りのバス停である「前田変電所前」と北海道科学大学間の路線バスは、1時間に2～3本程度運行されている。

（4）施設設備等の配慮

手稲駅前キャンパスの施設の整備計画については、講義室5室、演習室5室、実習室6室、教員研究室26室の他、会議室・事務室・医務室・学生自習室・学生食堂など、学生の収容定員を踏まえた教育研究環境を整えることとしている。

手稲駅前キャンパスの設備の整備計画については、学生の収容定員を踏まえた授業科目や授業形態を実施するために必要な設備として、機械・器具等1,793点を整備することとしている。

図書等の貸し出しについては、学生への配慮として、前田キャンパスと手稲駅前キャンパスの間で、一日一回、配送サービスを行うこととしている。

（5）時間割の編成

地域創造学部では、基本教育科目に配置している24科目を前田キャンパスで履修することとし、専門教育科目に配置している53科目を手稲駅前キャンパスで履修することとしている。

時間割の編制においては、学生が同日に前田キャンパスと手稲駅前キャンパスで授業を受けることのないよう配慮し、基本教育科目と専門教育科目を曜日ごとに分けた時間割を編成することとしている。【資料24】

12　管理運営

（1）教授会

教授会は、学長及び教授をもって構成し、原則として、毎月1回定例で開催する他、必要に応じて適宜開催している。

教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるもの

としている。

①学生の入学及び卒業に関する事項

②学位の授与に関する事項

③教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

④教育課程及び教育の改善に関する事項

⑤学生の表彰及び懲戒に関する事項

⑥その他学長が諮問する事項

⑦学術研究に関する事項

⑧学生の退学、休学、転学部・転学科、除籍、その他学生の身分に関する事項

⑨学生の厚生補導に関する事項

⑩学則に関する事項

⑪その他重要な事項

(2) 企画運営会議

企画運営会議は、学長の諮問に応じて、大学の重要事項を審議するために設置しており、原則として、毎月１回定例で開催している。

構成員は、学長、副学長、学部長、専攻長、全学共通教育部長、大学経営企画室長、教育イノベーション推進機構長、学生支援センター長、キャリア支援センター長、入試広報センター長、研究推進社会実装センター長、地域共育センター長、学術情報センター長、保健管理センター長、薬剤師生涯学習センター長、事務局長、総務部長、財務部長、学務部長、入試・地域連携部長、政策室次長としている。

企画運営会議は、次に掲げる事項について審議することとしている。

①教育課程の編成、運営に関する事項

②管理、運営全般に関する事項

③将来計画（事業計画、業務計画を含む）に関する事項

④人事に関する事項

⑤財務計画に関する事項

⑥予算審議に関する事項

⑦その他必要と認める事項

(3) 教授会以外の委員会

教授会の審議事項に必要な事項の検討や起案などのための主なセンター及び委員会として、学生支援センター、キャリア支援センター、入試広報センター、研究推進社会実装センター、地域共育センター、学術情報センター、FD 委員会、自己点検・評価委員会、研究紀要委員会などの各種委員会を設置している。

各センター及び委員会の構成員は、専任教員及び事務職員により構成することとし、各センター及び委員会規程に基づき、定期的に開催している。

13　自己点検・評価

（1）実施方法

大学教育における教育の理念や目標に照らして、教育研究活動の状況を点検・評価することにより、現状を正確に把握・認識するとともに、その達成状況を評価し、評価結果に基づく改善の推進を図ることを目的として、自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価の実施方法は、自己点検・評価を自らの教育研究活動の改善のサイクルの中に明確に位置付け、自己点検・評価を行う責任体制を明確にした上で、自己点検・評価項目ごとに、自己点検・評価委員会による自己点検・評価を行うこととしている。

特に、教育研究活動を中心として、大学の組織的な教育評価及び個々の教員の教育研究活動に対する評価の両面から実施するとともに、教育研究活動の水準向上の目標を定め、その達成状況を評価し、評価の結果を改革に結び付ける仕組みとして実施している。

（2）実施体制

自己点検・評価は、全教職員により全学的に取り組むことを基本として、自己点検・評価委員会規程に基づく自己点検･評価委員会を設置しており､構成員は､学長を委員長として、副学長、自己点検 IR 委員長、自己点検 IR 副委員長、学部長、全学共通教育部長、大学経営企画室長、センター長、事務局長、総務部長、財務部長、学務部長、入試・地域連携部長を委員として、学長の統括の下に、組織的な自己点検・評価を実施している。

本学では、自主性と自律性の下に、継続性と改革性、客観性の観点から、自己点検・評価を実施することができる評価体制の整備を目指すとともに、課題認識に基づき、中期的な目標設定と具体的な計画策定を行い、その達成状況の評価及び評価結果の活用が可能となる仕組みを構築している。【資料 25】

（3）公表及び評価項目

自己点検・評価の結果については、積極的に社会に公表しており、社会の評価を受けることを通して、教育内容や方法の継続的な見直しや改善を図ることで、自らの教育研究水準の一層の向上に努めている。

また、これらの効果を一層確かなものとするために、自己点検・評価の結果について、外部評価委員会による検証を行うこととしている。

なお、大学及び学部における自己点検・評価の項目については、自己点検・評価の基本方針を踏まえた上で、以下の視点を重視した設定としている。

①学部の目的・教育目標
②教育課程
③学部組織
④教育内容・方法
⑤教育研究活動
⑥学生支援
⑦学部運営

⑧地域・社会活動
⑨情報発信
⑩自己点検・評価

14　情報の公表

（1）実施方法

大学における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的について、学則及び規則等の適切な形式により定め、これを広く社会に公表するとともに、教育研究活動等の状況など大学に関する情報全般について、ホームページや大学案内などの刊行物への掲載、その他広く一般に周知を図ることができる方法により積極的に提供している。

特に、教育上の目的に応じ、学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表することとし、その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのような教育課程に基づき、何を学ぶことができるのかが明確になるよう留意している。

教育情報の公表については、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うこととしている。

なお、掲載予定のホームページのアドレスは、
「https://www.hus.ac.jp/about/public-info/」、
検索方法については、「トップページ＞情報公表」によりアクセスすることができるように整備している。

（2）実施項目

次の教育研究活動等の状況についての情報を公表している。
①大学の教育研究上の目的及び３つのポリシーに関すること
②教育研究上の基本組織に関すること
③教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
④入学者の選抜に関すること
⑤入学者に関する受入れ方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること
⑥授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
⑦学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
⑧校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
⑨授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
⑩大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
⑪その他
・教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
・学則等各種規程
・設置認可申請書
・設置届出書

・設置計画履行状況等報告書
・自己点検・評価報告書
・認証評価の結果

(3) 公表内容

教育研究活動等の状況についての情報を公表するに際しては、以下の点に留意した上で行うこととしている。

①大学の教育研究上の目的及び3つのポリシーに関する情報については、学科等ごとに、それぞれ定めた目的を公表する。

②教育研究上の基本組織に関する情報については、学部及び学科等の名称を明らかにする。

③教育研究実施組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを明らかにする。

④教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することとし、法令上必要な基幹教員数を確保していることや男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにする。

⑤各教員の業績については、研究業績等に留まらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意した上で公表する。

⑥入学者の選抜に関する情報については、受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするという趣旨や目的が達成される方法により公表する。

⑦入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する情報については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表する。

⑧授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する情報については、教育課程の体系性を明らかにする観点に留意するとともに、年間の授業計画については、シラバスを活用する。

⑨学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報については、必修科目、選択科目の別の必要修得単位数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにする。

⑩校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する情報については、学生生活の中心であるキャンパスの概要の他、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにする。

⑪授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する情報については、教材購入費、その他の経費に関することをできるだけ明らかにする。

⑫大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する情報については、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにする。

15　教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

（1）実施体制

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な取組みについては、「ファカルティ・ディベロップメント規程」を制定し、当該規程に基づく教員及び事務職員で構成される「FD 委員会」を設置し、授業内容及び方法の改善を図るための計画の立案と実施の推進を図ることとしている。【資料 26】

（2）実施内容

授業の内容及び方法の改善を図るための主な実施の内容については、以下に掲げる項目による取組みを実施している。

①シラバスの記載項目や記載内容、記載方法などに関する研修会を開催するとともに、個別教員に対する記載指導を実施する。

②学生による授業改善アンケートを実施し、調査結果に基づき、各教員が授業の内容や方法の改善に役立てる。

③他の教員の授業を参観して、自らの授業の内容及び方法の改善に役立てるための教員相互の授業参観を実施する。

（3）大学職員に必要な知識・技能を修得させるための研修等

①実施体制

大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために必要な研修等の取組みについては、教員及び大学職員を含めて、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図ることを目的として、知識や技能の修得及び能力や資質の向上のための活動を推進することとしている。

研修等の検討及び実施について、大学職員に対する研修等は、事務局総務部が中心となり、教員に対する研修等は FD 委員会が中心となって行うこととしており、FD 委員会が主催する研修等については大学職員も積極的に参加することとしている。【資料 27】

②実施内容

具体的な研修等の活動については、以下に掲げる項目により行う。

ア．大学の管理運営及び教育研究支援に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質の向上を図るための研修に関すること

イ．建学の精神に照らした大学の取組の自己点検・評価と内部質保証及び大学の改革に資する研修に関すること

ウ．職員として求められているリーダーシップ能力、マネジメント能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、危機管理能力、政策提案・実現能力、問題解決能力及び事務処理能力等の向上を図るための研修に関すること

エ．学生の人間形成を図るために行われる正課外の諸活動における様々な指導や援助等の研修に関すること

オ．職員のスキルアップに役立つ資格取得に関すること

カ．大学組織における業務の見直しや事務処理の改善等に関すること

キ．その他 SD 活動として必要と認める事項

なお、研修会等については、外部団体が主催して行う「学外研修会等」と大学等が独自に企画して開催する「学内研修会等」に大別し、さらに、これら学内外の研修会等を次のとおり区分して実施することとしている。

ⅰ．階層別　新任職員、中堅職員、指導的職員など、経験や役職（職階）に応じて必要な知識を得るための研修会等

ⅱ．目的別　特定の知識や技能を修得するための研修会等

ⅲ．業務別　業務ごとの質的向上や改善等に役立つための研修会等

ⅳ．個　別　職員個々が自主的に自己啓発、スキルアップ等を図るための研修会等

16　社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

（1）教育課程内における取組み

社会的・職業的自立を図るために必要な能力としては、基礎的な知識・技能、汎用的な能力、論理的思考力・創造力、意欲・態度、勤労観・職業観等の価値観に関する能力を培うこととする。

基礎的な知識・技能、汎用的な能力、論理的思考力・創造力に関する能力は、基本教育科目に配置している授業科目を中心に培う。

意欲・態度、勤労観・職業観等の価値観に関する能力は、基本教育科目と専門教育科目に配置している授業科目において培う。

①基礎的な知識・技能

基礎的な知識・技能とは、社会で生活し、仕事をする上で必要となる基礎的な知識や技能を意味している。

基礎的な知識・技能のうち、基礎的な知識については、基本教育科目の社会理解力の養成に配置している「心理と行動」、「健康と運動」、「民族と宗教」、「法律と憲法」、「政治と行政」、「経済と政策」、「安全と平和」、「外交と国益」、「自然と環境」の授業科目において培う。

基礎的な知識・技能のうち、基礎的な技能については、基本教育科目の修学基礎力の養成に配置している「修学基礎講座」、情報活用力の養成に配置している「情報通信技術Ⅰ」、「情報通信技術Ⅱ」、「統計分析法」、言語表現力の養成に配置している「英語表現Ⅰ（基礎）」、「英語表現Ⅱ（応用）」、「英語表現Ⅲ（実践）」及び「日本語表現Ⅰ（口頭）」、「日本語表現Ⅱ（文章）」の授業科目において培う。

②汎用的な能力

汎用的な能力とは、特定の職業に限らず、社会で活躍するために共通して求められる多様な人々と協力し、社会に参画する人間関係形成や自分の個性や状況を理解し、適切に行動する自己理解・自己管理能力を意味しており、基本教育科目の人間基礎力の養成に配置している「自己管理力の構築」と「人間関係力の構築」の授業科目において培う。

③論理的思考力・創造力

論理的思考力・創造力とは、物事を筋道立てて考え、新しいアイデアを生み出す論理的思考力・創造力や問題を発見し、解決策を考え、実行する課題対応能力を意味しており、基本教育科目の課題探究力の養成に配置している「問題解決法」と「創造思考法」の授業科目において培う。

④意欲・態度

意欲・態度とは、自ら進んで行動する意欲や、社会で働く上での適切な態度を意味しており、基本教育科目の自己実現力の養成に配置している「キャリア形成Ⅰ」、「キャリア形成Ⅱ」及び専門教育科目の専門実践科目に配置している「地域創造実習」の授業科目において培う。

⑤勤労観・職業観等の価値観

勤労観・職業観等の価値観とは、仕事をする意味や人生における仕事の位置付けなどの勤労観・職業観を意味しており、基本教育科目の自己実現力の養成に配置している「キャリア形成Ⅰ」、「キャリア形成Ⅱ」及び専門教育科目の専門実践科目に配置している「地域創造実習」の授業科目において培う。

(2) 教育課程外の取組み

社会的・職業的自立を図るための教育課程外の取組みとしては、キャリア支援年間計画に基づき、職業興味検査、資格と仕事のセミナーなどの実施による職業観の涵養を図るとともに、各種資格取得講座、キャリア支援講座、就職試験対策講座などによる職業や就職に関する知識や技能の修得を図ることとしている。

また、個別カウンセリング、U ターンガイダンス、関連する仕事に関するガイダンスなどの進路相談及び就職指導に加えて、企業等による採用説明会などを開催している。

(3) 適切な体制の整備

本学では、各学科の基幹教員で構成されるキャリア支援委員会と、基幹教員及び事務職員で構成するキャリア支援センター及び事務局キャリア支援課担当職員による社会的・職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けた学内の体制を整備しており、キャリア支援委員会とキャリア支援センター及び事務局キャリア支援課担当職員による有機的・緊密な連携のもとに、教育課程内外にわたる社会的・職業的自立に関する指導等の実施を行っている。【資料 28】